

【目的】

電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)に必要な充電インフラの整備を加速し、EVやPHVの更なる普及を促進する。
「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」(経産省H24補正予算)

【対象充電器】

- ・急速充電器、普通充電器

【設置の現状】

- ・幹線道路沿線を中心に公共施設や集客施設、自動車販売店等へ設置
- ・埼玉・群馬・新潟の国道17号をモデル路線に重点的に設置

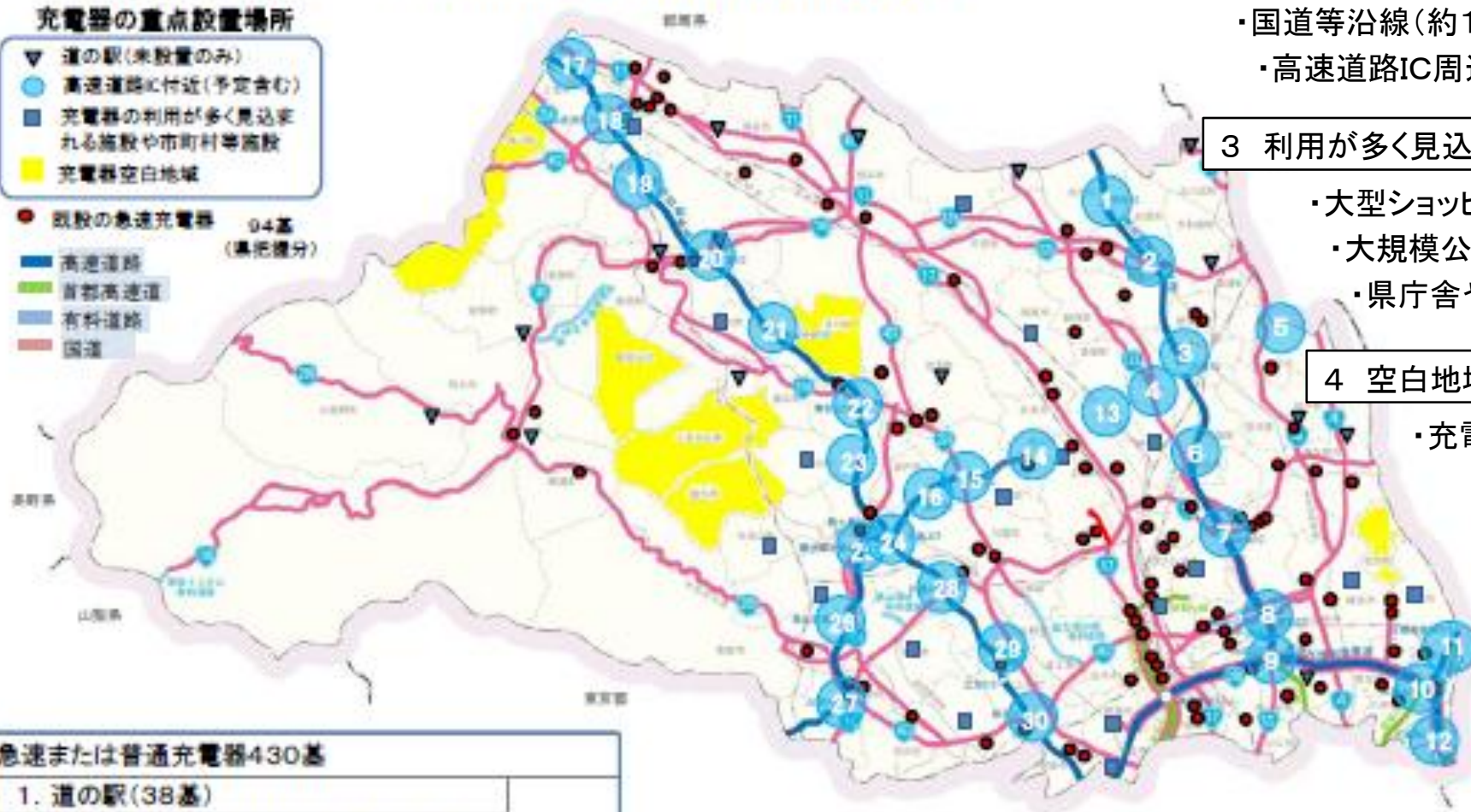
【課題】

- ・運転者の「電欠」に対する不安を解消しなくてはEVの普及は困難
- ・都市部では整備が進んでいるが、それ以外は整備に遅れ(空白地域)
- ・県政サポーターアンケート:充電器の整備・拡充が強く求められている

EV用充電設備(一般開放充電器)設置の考え方

充電器の重点設置場所

- ▼ 道の駅(未設置のみ)
- 高速道路に付近(予定含む)
- 充電器の利用が多く見込まれる施設や市町村等施設
- 充電器空白地域
- 既設の急速充電器 94基 (黒色標分)
- 高速道路
- 首都高速道
- 有料道路
- 国道



ビジョンの基本的な考え方

走行中の「電欠」を防ぎ、円滑な走行を確保するため、利用者を限定しないなど公共性を有し、次の整備計画に位置付けた場合に充電器を整備

※ 整備に当たっての検討事項

- ・急速充電器と普通充電器のセット設置、無理のない運営継続のための課金

整備計画 全体:急速又は普通充電器 430基

1 「道の駅」 《設置基数:急速又は普通充電器 38基》

- ・既設置の1か所を除き、すべての「道の駅」に設置

2 国道等沿線及び高速道IC周辺 《設置基数:急速又は普通充電器262基》

- ・国道等沿線(約10~15kmエリア)に設置
- ・高速道路IC周辺(3km)の幹線道路に設置

3 利用が多く見込まれる施設等 《設置基数:急速又は普通充電器118基》

- ・大型ショッピングセンターに設置
- ・大規模公園や長時間滞在施設等に設置
- ・県庁舎や市町村公共施設等に設置

4 空白地域等 《設置基数:急速又は普通充電器 12基》

- ・充電器が設置されていない市町村の役場等に設置

急速または普通充電器430基	
1. 道の駅(38基)	
2. 国道等沿線、高速道路IC周辺(262基)	
3. 充電器利用多及び長時間滞在(118基)	
4. 空白地域等(12基)	